

2026年5月22日

「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」 に対する意見書

法制審議会－会社法制（株式・株主総会等関係）部会より2026年4月2日に公示され、意見募集の手續きに付された「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」と題する文書につき、下記の者よりなる株式会社ミロク情報サービス 税経システム研究所 商事法研究会において、検討を行った結果、以下の通りの結論に達しましたので、同研究会意見として意見書を提出いたします。

座長 石山 卓磨（弁護士・会計専門職大学院大原大学院大学 学長）
大久保拓也（日本大学 法学部 教授）
金澤 大祐（弁護士・日本大学法学部 准教授／本意見書第2部第3～第3部担当）
川島いづみ（早稲田大学社会科学総合学術院 元教授）
河内 隆史（明治大学 名誉教授）
近藤 勝彦（弁護士）
酒巻 俊之（日本大学経済学部 教授）
曾根 圭竹（司法書士／本意見書第1部～第2部第2まで担当）
中村 信男（早稲田大学商学学術院 教授／本意見書とりまとめ）
和田 宗久（早稲田大学商学学術院 教授）

東京都新宿区四谷 4-30-13 クロスシー新宿御苑前ビル 6F
株式会社ミロク情報サービス 税経システム研究所 商事法研究会
電話：03-6626-9060 FAX：03-3226-5052

第1部 株式の発行の在り方に関する規律の見直し

第1 株式の無償交付の対象範囲の見直し

1 制度の具体的な枠組み

【意見】

労働基準法における取扱いとの整合性が満たされることを条件として、【B案】に賛成する。

後注1については、消極的に解し、後注2については特に異論はない。

【理由】

株式の無償交付の対象範囲の見直しは、既存株主の利益に配慮する必要があるところ、【B案】は機動性がそそくももの株主総会を通して既存株主の意向を確認したうえで、株式の無償交付を行うことができるものであり、取締役（指名委員会等設置会社は除く。）の株式報酬について定款又は株主総会の決議によって取締役の報酬等として付与する株式の数の上限等を定める現行会社法の規律との平仄をあわせる点からも妥当と考える。諸外国（米ニューヨーク証券取引所上場規則・英・独・仏）においても何らかの株主総会決議の関与を必要としているとされており、海外投資家の理解を得るという点からしても同案が妥当であろう。また、株主総会決議（普通決議）を経ることで無償交付の範囲及び付与する募集株式の数の上限を定めるのみであり、有利発行規制は別途必要になることを想定していることから、有利発行規制が完全に排除されたわけではなく、既存株主の保護も図られていると考える。これに対し、労働基準法における賃金規制が適用されない場合には、当該株式の無償交付は福利厚生としての性質を帯びることになるため、その場合には、株主総会決議が必要とまでにはならないことも付け加える。なお、非上場会社が株式の無償交付を行う場合において、最も利用が想定されるスタートアップ企業においては、実務上、ストック・オプションで対応することが可能であり、実務上のニーズが高いとは考えられないため、制度の導入について消極的に考える。

2 その他の検討事項

(1) 現物出資構成について

【意見】

【B案】に賛成する。

【理由】

株式の無償交付に際し、いわゆる現物出資構成を採る場合においても、既存株主の利益に配慮すべき要請は存在するため、株式の無償交付の場合と同様の枠組みを及ぼすことが妥当であると考ええる。

(2) 新株予約権の行使時の金銭の払込み等を要しない新株予約権の発行

【意見】

中間試案に賛成する。

【理由】

すでに会社法において上場会社の取締役又は執行役を対象として株式の無償交付が可能となっており、同様に上場会社の取締役の報酬等として又は取締役の報酬等をもってする払込みと引換えに新株予約権を発行するときは、新株予約権の行使に際して金銭の払込み又はその行使に係る新株予約権については財産の給付を要しないこととされていることから、株主総会を経て既存株主の利益に配慮されることになれば、範囲を拡大することは妥当と考える。

第2 株式交付制度の見直し

1 株式交付の対象となる場面

【意見】

(1) について【B案】（アまたはイ）に賛成する。

(2) について中間試案に賛成する。

【理由】

(1) について

株式交付は組織再編行為の一環として想定されていると考えるべきであり、組織再編行為として実質がない単なる株式の追加取得にまで適用させることはすべきではない。他方、組織再編行為として一連の行為とみることができる子会社株式の追加取得については、株式交付計画で検討されていれば、許容できる場面も存在する。子会社株式の追加取得のみが突発的に生じる事例がどの程度想定されているかによるが、株式対価 M&A の活性化を目して株式交付の活用を検討していることから、現物出資規制により整理がされたうえで、株式交付での子会社株式の追加取得は議論されるべきと考える。

(2) について

組織再編行為において、実質要件により当該会社を子会社化するケースも想定され、企業にとって有意義であると考えられる。なお、取引実務においても実質的支配者の概念が徐々に浸透していることを後押しするものである。

2 株式交付の対象となる会社

【意見】

(1) (2) とともに中間試案に賛成する。

【理由】

組織再編行為において、株式交付の対象範囲が拡大することは企業にとって有意義であ

り、仮に効力発生日において親子会社関係の創設に至らなかった場合でもあっても、法的安定性を大きく害する者ではないと考える。ただし、株式交付の対象会社を合名会社や合資会社とする場合には、株式交付の効果として無限責任社員になることが想定されるため、当該株式交付計画の承認をする株主総会決議に際し、株式交付を行ってまで当該無限責任社員になることについて、業務執行者からの説明を義務付けるなどの規定を設けることは検討されるべきではないだろうか。

3 株式交付の手続

【意見】

中間試案に賛成する。

【理由】

株式交付の目的は、親子会社関係の形成であることから、株式交付親会社から株式交付子会社に対し、不当な財産流失が行われる可能性は通常取引に比べ大きくないとする指摘は妥当であり、株式交付の結果として債権者を害するおそれが通常取引に比して大きくないのであれば、債権者保護手続を廃止することにも一定の合理性が存在する。また、実務では債権者との取引約定において、支配関係に変更がある場合には債権者に対し、何らかの通知等を行うことが必須であり、株式交付子会社に対し、重要な債権を有する債権者に対し、一定の配慮がなされるのが通常である。さらに、株式交付の終局的な目的が株式交付親会社グループの企業価値の向上にあることからしても、株式交付を実施するうえで債権者保護手続の存在が一定の障害になるのであれば、企業価値の向上に対する政策を押し進める判断は決して不合理とは言えないため、債権者保護手続を廃止することは妥当である。ただし、外国会社を株式交付の対象とする場合には、基本法である外国法の性質により会社組織として大きく左右されることも考えられるため、債権者保護手続を廃止することについて慎重な検討をするべきであるとする意見もあった。

他方、注 2（株式買取請求権を認めない場合の説明）については、株式買取請求権の行使による想定外のキャッシュアウトが、株式交付の利用の障害になる可能性があったとしても、新たな親子会社関係の創設により当該会社から正当な対価を得て退出する権利は保護されるべきであり、他の組織再編制度との平仄を合わせる点からも株式買取請求権を認めないものとする直接的な理由にはならないことから、中間試案のとおり慎重な対応が望まれる。

第3 現物出資制度の見直し

1 検査役の調査の制度の見直し

【意見】

中間試案に賛成するが債権者保護の視点で言えば、株主総会の特別決議をもって検査役の調査制度を省略するという制度設計については慎重に検討すべきである。

【理由】

検査役の調査制度の趣旨として、株主間の価値の不当な移転を防止する点については、株主総会の特別決議を経るとすれば、一定数の支持を得ていることから、検査役の調査制度を緩和することが不当と評価されるものではない。これに対し、検査役の調査制度の趣旨の一つである債権者の利益保護については、株主総会の特別決議を経ることで債権者の利益保護「を得られる」という性質のものではないことから、慎重に判断すべきと考える。

2 不足額填補責任の見直し

【意見】

- (1) ア 責任の発生要件について【A案】に賛成する。
イ 責任の内容について【A案】に賛成する。
- (2) 取締役等及び証明者の不足額填補責任について【A案】に賛成する。

【理由】

(1) について

金銭出資と比較した場合、金銭出資については時代によって貨幣価値が変動したとしても、出資時点の価値で判断することから、当該金銭の額の出資をすることで金銭出資の義務は履行されたと考えられるところ、現物出資について当該「財産」の出資自体でその義務は履行されたと考えるのが理解を得やすい。これに対し、現物出資財産が募集株式の対価となる以上、当該財産を評価する必要があるとあり、評価のプロセスに不当な対応がある場合には、当該評価に対する責任を問われても仕方ないことから、当該責任の発生要件としては【A案】が妥当である。また、責任内容についても不当に評価された価額に対しは責任を負うべきと考え、責任の内容についても【A案】が妥当であると考え。

(2) について

著しく不足することが判明した場合にその立証責任を負うのは会社側であり、無過失責任を負わせてまで取締役等に責任を負わせる理由はない。また、取締役は任務懈怠責任を負うこと、証明者は自らの職責をかけて評価をしていることに鑑みれば、立証責任を転換してまで会社を保護することの合理的な理由はなく、やはり【A案】が妥当であると考え。

3 その他の検討事項

【意見】

- (1) (2) とともに中間試案に賛成する。

【理由】

(1) について、株式の発行時と同様の規制を設けることは合理的であるが、それが(2)の設立時においては、確実に会社財産が存在している必要があるとあり、本規律が適用されるべきではないと考える。

第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し

第1 バーチャル株主総会及びバーチャル社権者集会

1 バーチャルオンリー株主総会の実施要件

【意見】

中間試案（(1)から(3)）に賛成する。

【理由】

会社法においてバーチャルオンリー株主総会を許容する場合においても、産競法が定款の定めを要求する趣旨（バーチャルオンリー株主総会の開催自体が物理的な場所への出席を認めないことになるため、株主総会の特別決議による定款変更を必要とすることで株主の意思を問うプロセスを経ることにより株主の利益を保護する）は妥当すると解すべきであることから、バーチャルオンリー株主総会による開催については株主の意思を反映させる観点から、株主総会の特別決議を要する定款の定めを経るべきである。

2 バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続等

【意見】

経営側の恣意的な操作が行われる可能性を念頭に置き、それに対処するための方策が検討・運用されることを前提として、中間試案（(1)から(4)）に賛成する。

【理由】

産競法の規定ではなく、会社法の規定として、バーチャルオンリー株主総会を認める場合には、会社側としてもバーチャルオンリー株主総会の利用を試みようとする動きが活発になるものと考えられ、それによる経営側の恣意的な操作（例：株主からの質問に対するチェリーピッキング）が行われる可能性があることを念頭に置き、透明性のある運営が行われるように各別の配慮が必要であると考え。透明性の確保に関する具体的な方策が採られないまま、バーチャルオンリー株主総会を認めることについては、慎重であるべきあり、バーチャルオンリー株主総会を実施する際の手続として、株主の質問権行使が確保される仕組みを構築するなどの運用がされることを前提として、中間試案に賛成するものである。

3 株主総会の決議の取消しの訴えの特則（セーフハーバールール）

【意見】

中間試案に賛成する。

【理由】

株主総会の決議の取消しの訴えの要件である「著しく不公正」な株主総会の招集の手続

又は決議の方法がどのようなものを指すか必ずしも明確でないことから、それに対する特則を設けることについて異論はない。他方、株式会社の規模（従業員数・株主数）によって、株式会社が合理的に必要と認められる範囲内において通信障害対策措置を講じたといえる具体的な措置の内容を例示するなどして周知する必要があると考える。なお、この提案内容がセーフハーバールールであることに鑑み、通信障害対策措置を講じたことの立証責任は、会社側が負うとする取扱いが妥当である。

4 株主総会の延期又は続行

【意見】

中間試案に賛成する。

【理由】

妥当であり、異論なし。

5 場所の定めのある株主総会の開催請求権

【意見】

中間試案に反対する。

【理由】

先述のとおりバーチャルオンリー株主総会は経営側の恣意的な操作が行われやすいものと考え、株主が会社法第 297 条に基づき株主総会の招集を請求する場合には、特にそれが顕著になる可能性があることから、少数株主権の行使に伴う株主総会の招集に際しては、場所の定めのある株主総会の開催請求権を認めるべきであると考え。なお、その場合においてもハイブリッド出席型バーチャル株主総会であれば、会社側が用意すべく株主総会の場所についても負担は軽減することができると考えられることから、必ずしもリアル開催の株主総会の開催のみを認めるものではない。

6 規律の適用対象

【意見】

中間試案（(1)及び(2)）に賛成する。

【理由】

（1）について、株主数が少数であればあるほど、密に対話することが可能であり、その面からも非上場会社こそ当該規律が適用されるべきである。また、（2）ハイブリッド出席型はバーチャルオンリー株主総会の派生形と言えるため、適用できる規律については平仄を合わせるべきと考える。なお、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会においては、物理的場所を定めて株主総会が開催されることから、当該株主総会の出席状況によって判断されることになるが、試案第 1 の 3 でいう通信障害により株主総会の決議の方法が法令

又は定款に違反するという状態はバーチャルオンリー株主総会よりも厳格に判断されることになると考える。

7 バーチャル社債権者集会

【意見】

中間試案（(1)から(4)）に賛成する。

【理由】

株主総会と同様に社債権者集会においても、現代のデジタル技術によれば、場所の定めなく参集することが可能であることから、バーチャルオンリー社債権者集会の制度を設けることは妥当であり、異論はない。

8 社債、株式等の振替に関する法律第86条に規定する書面制度

【意見】

【A案】に賛成する。

【理由】

デジタル技術の進展が目まぐるしい今日において、議決権行使のための証明書として書面のみが対象となることは時代と逆行することが明らかであるため、電磁的記録による証明書の提示を可能とする【A案】が妥当である。ただし、実務において過度の負担が生じる場合には、A案の利用も進まないことが想定されるため、過度な負担が生じないことが条件になるものとする。

第2 実質株主確認制度

1 株式会社から実質株主を確認する制度

【意見】

中間試案に賛成する。

【理由】

当該制度については、先行立法（EU第二次株主権利指令第3a条）が存在していることから、諸外国の投資家にとっても受け入れやすい状況にあると考える。本制度については、「株式会社と株主との間の建設的な対話の促進」を求めているという制度趣旨をの実現に資する観点から、費用負担（試案第2の1(1)エ）については、費用負担につき上限を設けるなどの一定の手当は設けるべきであるとする。また、この点に関連して、本制度の実効性が確保されるよう、本制度に違反した者を過料に処することは妥当と考えるほか、諸外国においては過料に処せられたことに伴い公表措置がとられることに実効性確保の効果があることが指摘されていることを踏まえ、行政機関による適切な公表が行われることも、実効性確保措置に加えることは一考に値するとの意見もあった。

2 株主側から株式会社に対する通知を義務付ける制度

【意見】

中間試案に賛成する。

【理由】

当該制度については、金商法に基づく大量保有報告制度における報告義務の範囲をその基本としていることから、株主に対し過度な規制を求めることにはならず、会社にとっても既存の枠組みで把握することができるため、過度な負担にならないものとする。また、当該制度の違反者の議決権の停止の対象についても、部会資料によれば、米国を除き、イギリス・ドイツ・フランスには何らかの議決権停止について制度が存在することから、決して株主にとって過度な負担となるものではなく、諸外国の投資家にとっても受け入れることができない負担とまでは言えないと考える。なお、議決権停止通知については、その事柄の重大性と、議決権停止通知の濫用的な行使を回避する必要性に鑑み、実務においては取締役会の決議を経ることは少なくないように思われるため、中間試案の提案するとおり、議決権停止通知の決定は取締役会の決議によることが妥当であるとする。

第2部 株主総会の在り方に関する規律の見直し

第3 株主総会のデジタル化に関するその他の検討事項

1 書面交付請求制度の見直し

【意見】

【A案】に賛成する。

【理由】

部会参考資料9によれば、書面交付請求制度の利用率は0.45%であり、十分には利用されていない状況にある。それに対して、会社には書面交付請求に対応するために負担が生じている。

また、総務省の「通信利用動向調査の結果」によれば、年齢階層別のインターネット利用は、平成30年が60～69歳で76.6%、70～79歳で51.0%、80歳以上で21.5%であったのが、令和6年においては、60～69歳で90.4%、70～79歳で69.8%、80歳以上で33.1%となっている。従前はデジタルデバインドとされていた高齢者のインターネット利用は増加しており、今後も増加していくことが予想され、書面交付制度を廃止したとしても、影響を受ける株主は多くないことが予想される。また、デジタルデバインドの株主も社会のデジタル化が進展しており、他の者の協力を得られる状況にあり、書面交付制度の廃止が過度な負担を課すこととはならない。

2 書面による議決権の行使についての見直し

【意見】

【A案】に賛成する。

【理由】

令和6年の株主総会白書のアンケート調査の結果（旬刊商事法務2376号83頁）によれば、令和6年に電磁的方法による議決権行使（電子投票制度）を採用した会社の割合は88.5%（1683社）とのことであり、電子投票制度は、多くの会社で採用されている。また、電子投票制度は会社側の負担が軽減されるのみならず、株主の利便性にも資するところがある。

従前はデジタルデバイドとされていた高齢者のインターネット利用は増加しており、今後も増加していくことが予想され、電子投票のみとなっても、影響を受ける株主は多くないことが予想される。また、デジタルデバイドの株主も社会のデジタル化が進展しており、他の者の協力を得られる状況にあり、書面投票を認めず、電子投票のみとなっても過度な負担を課すこととはならない。

3 株主総会の招集の電磁的方法による通知についての見直し

【意見】

中間試案(1)(2)(3)に賛成する。

【理由】

一定の要件の下、株主の電子メールアドレス等を株主名簿の必要的記載事項とし、株主の承諾を得ずに、書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することを可能とする制度は、会社の事務処理の負担を軽減し、デジタル化社会に対応するものであり、将来的にはあり得る制度設計である。もっとも、そのような制度を直ちに導入するのではなく、まずは任意に電子メールアドレス等を収集し、実務的な経験を得ようとする中間試案に賛成する。

第4「会議体」としての株主総会等に関する規律の見直し

1 事前の議決権の行使がされた場合における株主総会の決議の合理化

【意見】

A案に賛成する意見と、現行法の規律を見直すべきではないとの意見があった。

【理由】

(1) A案に賛成する意見の理由

令和7年の株主総会白書のアンケート調査結果（旬刊商事法務2405号48-49、85-87、93頁）によれば、多くの上場会社において、①事前の議決権行使書面により大多数の賛否が表明されていること、②株主総会に当日出席する株主は数十名程度であり、

その議決権割合は30%超もみられるが数%程度も少なくないこと、③動議の提出は余りなく、質問をするのは数名程度であることとあり、株主総会において事前の議決権行使がされた場合における株主総会決議の合理化自体には賛成である。

【B案】より【A案】の方が株主総会において事前の議決権行使がされた場合における株主総会決議の合理化という制度趣旨に直截的な制度設計となる。

また、A案における総会決議の擬制制度の取扱いは通常の総会決議とは異なった特殊な取り扱いとなることから、定款の定めは必要である。

さらに、【A案】に賛成しつつ、決議の成立時期については、取締役等の説明義務違反の制裁の実効性を確保する観点から、【A案】(3)の規定による報告の時とすべきとの意見もあった。

(2) 現行法の規律を見直すべきではないとの意見の理由

A案を支持する見解においては取締役が株主の求めた事項について正当な理由がなく説明をしなかったときは、会社法976条9号の過料の制裁、取締役の善管注意義務違反又は不法行為責任によって一定の対処が可能であるとするが、そもそも、取締役の善管注意義務違反又は不法行為責任を追及しようとしても損害の発生立証が困難であり、制裁として不十分である。また、A案は、株式会社の最高意思決定機関としての株主総会そのものの存在意義を損ないかねないものであることから、賛成できない。

2 株主総会の書面決議制度の見直し

【意見】

中間試案に賛成する。

【理由】

非上場会社においては、株主に連絡が取れないなどの理由で少数の株主の同意を得られず、株主総会の書面決議制度を利用することができない事例は、本研究会でも取り上げられ、研究報告がなされたが、解決策がないのが現状である。

また、有限会社法42条では、株主全員が総会を開催しないで書面投票のみで決議を成立させることに同意しつつ、決議内容については同意しなくても決議を行うことができる制度が設けられ、そのような制度が許容されていたのであるから、中間試案も許容されるべきである。

なお、取締役会設置会社において、中間試案提案の制度を提案することができるのは、各取締役なのか、それとも取締役会決議に基づき提案されるべきなのか明確にすべきとの意見があった。

3 社債権者集会の決議があったものとみなす制度の見直し

【意見】

【A案】と【B案】に賛成する。

【理由】

社債権者集会においては、コベナント違反の対応の場面など機動的に意思決定をする必要性が典型的に高い場面での利用が想定されるため、株主総会以上に積極的に多数決による書面決議制度の導入が求められる。また、社債権者集会は、社債権者の個別的な権利の行使を回避して集団的な意思決定に基づく権利変更を可能とするという制度であり、株主総会と異なり、手続の合理化・迅速化のために、会議体の開催という方法によらない意思決定を許容することができる。そして【A案】と【B案】においては、いずれも裁判所が認可手続による後見的役割が果たすこととなる。

そのため、①現に議決権を行使した議決権者の議決権の総額を分母とする多数決による【A案】、②全議決権者の議決権の総額を分母とする多数決による【B案】のいずれにも賛成する。

4 キャッシュ・アウトの手続の見直し

【意見】

【B案】に賛成する。

【理由】

【A案】における「一般株主の利益の確保のための公正な手続」という要件は具体的内容が明確ではなく、明確性が求められる組織再編類似の行為であるキャッシュ・アウトの基準として妥当ではない。また、公開買付け等で総株主の議決権の10分の9未満の株式しか取得できなかったことは、公開買付け価格が十分でなかったとも考えられ、株主総会決議が必要となることもやむを得ないことである。

第5 株主提案権に関する規律の見直し

1 株主提案権の議決権数の要件の見直し

【意見】

【A案】に賛成する意見、【B案】（注3）に賛成する意見、現行法の規律を見直すべきではないとの意見とがあった。

【理由】

（1）【A案】に賛成する意見

発行済株式の数が多い株式会社や投資単位が小さい株式会社においては、議決権保有割合が極めて低い株主にも、300個以上という議決権数の要件によって株主提案権が認められることとなり、株主提案権が濫用的に行使される懸念がある。また、近時の研究結果によれば、議決権保有割合1%未満の株主の提案は、同比率1%以上の株主の提案に比して可決の可能性や他の株主からの支持が有意に低い傾向にある。そのため、議決権数の要件を廃止すべきである。

(2) 【B案】(注3)に賛成する意見

議決権数の要件によって株主提案権が濫用的に行使される懸念がある。もっとも、議決権要件を廃止することは、株主提案権の利用を著しく低下させることにもなりかねない。300個の議決権を有することの意味合いは、議決権の総数次第で大きく異なり、上場会社か非上場会社かによっても異なるため、会社法で一律に定めるのではなく、個々の会社の事情に応じて、定款の定めによる引上げを認めるべきである。

(3) 現行法の規律を見直すべきではないとの意見

株主提案権の制度趣旨理解を維持する以上、権利行使を行い易くする観点から300個要件は維持されるべきであり、株主提案権の濫用については、令和元年改正時の議論を参照して、内容規制で対処すべきである。

2 株主提案権の行使期限の見直し

【意見】

【B案】に賛成する。

【理由】

上場会社においては、令和元年改正により導入された株主総会資料の電子提供制度により、株主総会の日から3週間前の日までに株主総会参考書類等の電子提供措置をとらなければならないようになったため、準備期間がより短くなっており、電子提供措置開始日までの限られた期間の中で、株主提案権の行使要件を充足しているかの検討、提案株主との調整、提案に対する取締役会の意見の検討・作成などの実務対応を行う必要があり、実務上極めて大きな負担となっているとの指摘がなされており、株主提案権の行使期限の見直しは必要である。

また、現行の株主提案権の行使期限を前提とすると、株主は通常定時株主総会の開催日を正確に知ることができないため、株主提案権の具体的な行使期限を明確に把握することができない点にも問題がある。

もっとも、会社の規模によって行使期限の見直しの必要性は異なるため、その点については留意されたい。

第6 その他

1 会社法第316条第2項に規定する調査者制度の見直し

【意見】

【B案】に賛成する。

【理由】

現行法の2項調査者制度は、不正の疑いがある株式会社が第三者委員会等を用いて恣意的な調査を行うおそれに対する株主側の対抗手段として機能し得るが、会社法358条に

規定する検査役（業務検査役）と異なり、裁判所が選任するものではないため、提案株主からの独立性・中立性が確保されていない、株式会社の機密情報が不必要に外部に流出し、又は不正に利用されるなどの制度の濫用のおそれが指摘されており、改正の必要性は認められる。

改正の方向性については、2項調査者制度及び業務検査役制度は、①いずれも会社の業務及び財産の状況を調査する権限を有し、会社との間で準委任の関係に立つ点や、②いずれも株主が会社の業務の適正を確保するための手段として機能し得るものである点などにおいて共通していることから、両制度の平仄を合わせるべく、2項調査者制度を業務検査役制度に統合すべきである。

2 株主総会の招集手続等に関する検査役を選任の申立権者の見直し

【意見】

【A案】に賛成する。

【理由】

取締役及び執行役並びに監査役は株主総会決議取消しの訴えを提起できるとされており、当該訴えにおいて証拠を保全するために、総会検査役の選任の申立権を認めるべきである。

第3部 企業統治の在り方に関する規律及びその他の規律の見直し

第1 指名委員会等設置会社制度の見直し

1 指名委員会等の権限の見直し

【意見】

(1) (2)のいずれも【B案】に賛成する。

【理由】

取締役の過半数が独立社外取締役となっており、上場会社における社外取締役の選任状況は、指名委員会等設置会社制度を導入した平成14年当時から大きく変化している。また、取締役の一部のみで構成される指名委員会が取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する権限を有し、取締役会が指名委員会の当該決定を覆すことができないことによって、指名委員会の権限が強力すぎることによる不都合が生じる可能性もある。

もっとも、指名委員会等の権限の見直しを行うと、指名委員会は事実上諮問機関となり、監査等委員会設置会社において任意の指名委員会を設置した場合と変わらなくなり、指名委員会等設置会社制度と監査等委員会設置会社制度の両制度を設ける意義が失われる。

2 監査委員会の権限等の見直し

【意見】

(1) (2)のいずれも、中間試案に賛成する。

(後注)については、①に賛成する。

【理由】

監査委員会の議事録の閲覧又は謄写については、監査委員会による監査の実効性を担保すべく、監査役会設置会社における取締役又は監査等委員会設置会社における監査等委員でない取締役に関する規律と平仄を合わせるべきである。

監査委員等の選定及び解職手続についても、監査委員会による監査の実効性を担保すべく、監査役設置会社における監査役又は監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役の規律と平仄を合わせるべきである。

また、常勤の監査委員を選定していない指名委員会等設置会社においては、監査の実効性確保の観点から、常勤補助者を設置しなければならない旨の規律を設けるべきである。

第2 責任限定契約制度の見直し

【意見】

中間試案に賛成する意見と中間試案に反対する意見とがあった。

【理由】

(1) 中間試案に賛成する意見

近時、会社の経営者は、故意や重過失がないにもかかわらず、株主代表訴訟によって巨額の損害賠償責任を負うことがあり、経営陣による適切なりスクテイクを促進する観点から、業務執行取締役等である取締役及び執行役に責任限定契約の締結を認める必要性はある。

また、責任限定契約は、職務を行うにつき善意でかつ重過失がない場合の責任を限定するものである上、わが国の標準的な役員等賠償責任保険契約は、犯罪行為や法令違反を認識しながら行った行為等の悪質な行為は免責としていることから、両契約の組合せにより不適切なインセンティブが設定されることはない。

そして、中間試案では、株式会社と業務執行取締役等である取締役又は執行役との利益が相反する状況にあるときに行われた行為に基づく当該取締役又は執行役の会社法423条第1項の責任を限定の対象外（適用除外責任）とされており、責任限定の範囲が限定されている。

(2) 中間試案に反対する意見

中間試案に反対する意見は、業務執行取締役にも責任限定契約が認められると、責任限定契約とD&O保険により、業務執行取締役は会社に対する義務違反があり、会社に損害が発生したにもかかわらず、全く損害賠償金を支払わないこととなる可能性があり、不適切なインセンティブが設定されることを理由とする。

第3 事業報告等及び有価証券報告書の開示の合理化

【意見】

1、2のいずれも賛成する。

【理由】

企業情報の開示書類の負担軽減の観点から、事業報告等と有価証券報告書の一本化に賛成する。

また、企業の監査実務の更なる効率化のために、会計監査の一元化に賛成する。

以上